

## 第二期

# 「L Pガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金」の手引き

令和6年1月  
長崎県消防保安室

### 【1】趣旨

- 本支援事業は、物価高騰対策として県内のL Pガス一般消費者等（注1）の料金負担軽減を目的として、販売事業者様を通じたL Pガス料金値引きを実施するものです。  
（注1）一般消費者等：一般消費者及び業務用の使用者（旧簡易ガスを含む。工業用及び官公庁を含まない。）
- L Pガスを使用している多くの県民に支援が行き渡るよう、販売事業者の皆様におかれましては、引き続きのご協力をいただきますようお願いいたします。

### 【2】補助金の概要

#### 1. 値引き（支援）額

- ① 県内に所在する一般消費者等で1消費者（原則基本料金が発生している1メートル毎）につき、上限2,200円（消費税等込み）。  
※毎月2,200円ではありません。

#### 2. 値引き（支援）期間

- ① 12月使用分（1月検針）から5月使用分（6月検針）の間です。いつ値引くかは販売事業者様の任意となります。

#### 3. 対象となるL Pガス料金

- ① 対象期間中に一般消費者等に請求すべき基本料金及び従量料金が対象となります。  
※第二期からは、0m<sup>3</sup>（基本料金のみ）でも料金値引きが可能です。
- ② 質量販売は対象となりません。

#### 4. 対象となる消費者

- ① 長崎県内の一般消費者等（旧簡易ガス及び業務用を含む）が対象です。工業用及び官公庁は対象となりません。
- ② 原則、基本料金が発生している1メートル毎が対象となります。

### 【3】本事業への参加手続き

- 別添のアンケートを令和6年1月22日までにご提出ください。
- 前回で提出していただいた事業計画書の提出は、必要ありません。

## 【4】値引き終了後の交付申請、請求手続き

### 1. 交付申請書等の提出

(全般的な注意事項)

- ・交付申請書等の様式が前回から変更となっています。必ず第二期の様式をご使用ください！
- ・申請書等はメールでご提出いただくと、郵送の場合より補助金支払いまでの期間が短くなるためお勧めです。
- ・値引き一覧表をメールで提出される際は、可能な限り、エクセル等のデータをそのままお送りください。(金額の確認が早くなり、補助金支払いまでの期間短縮につながりますので、ご協力をお願い致します。)
- ・値引き一覧表に記載される金額は「税抜き」「税込み」どちらでも可能です。

- ① 値引き実績数と申請金額が確定しましたら、速やかに交付申請書(様式1)及び値引き一覧表を以下により提出願います。

提出期限：令和6年7月31日(水)

提出方法：メール、郵送、県へ持参(印鑑は不要です。請求書も同じ提出方法)

メールアドレス…hoan@pref.nagasaki.lg.jp

郵送又は持参先…〒850-8570長崎市尾上町3-1 長崎県消防保安室 保安班

- ② 交付申請書を提出いただいた後、一覧表の中から県が抽出した一定数の一般消費者等について、請求書や検針票の写しなど、値引きした事実のわかる書類を別途提出いただきます。
- ③ また、一覧表の集計誤りや、値引き対象外とみられるものがあつた場合等については、当方から確認させていただき、一覧表及び交付申請書の修正をお願いする可能性があります。
- ④ 以上の確認を終えましたら、県から交付決定通知書(様式2)を送付します。

### 2. 請求書の提出

- ・上記④の交付決定通知書が届きましたら、金額を確認いただき、請求書(様式3)を県まで提出願います。(※必ず通帳の写し(表紙と表紙の裏面)を添付ください。)
- ※県への請求額は、一般消費者等に値引きした額から、消費税等の額を差し引いた額となりますのでご注意ください。

例：2,200円(値引き額、消費税(200円)を含む) ÷ 1.1 = 2,000円(請求額)

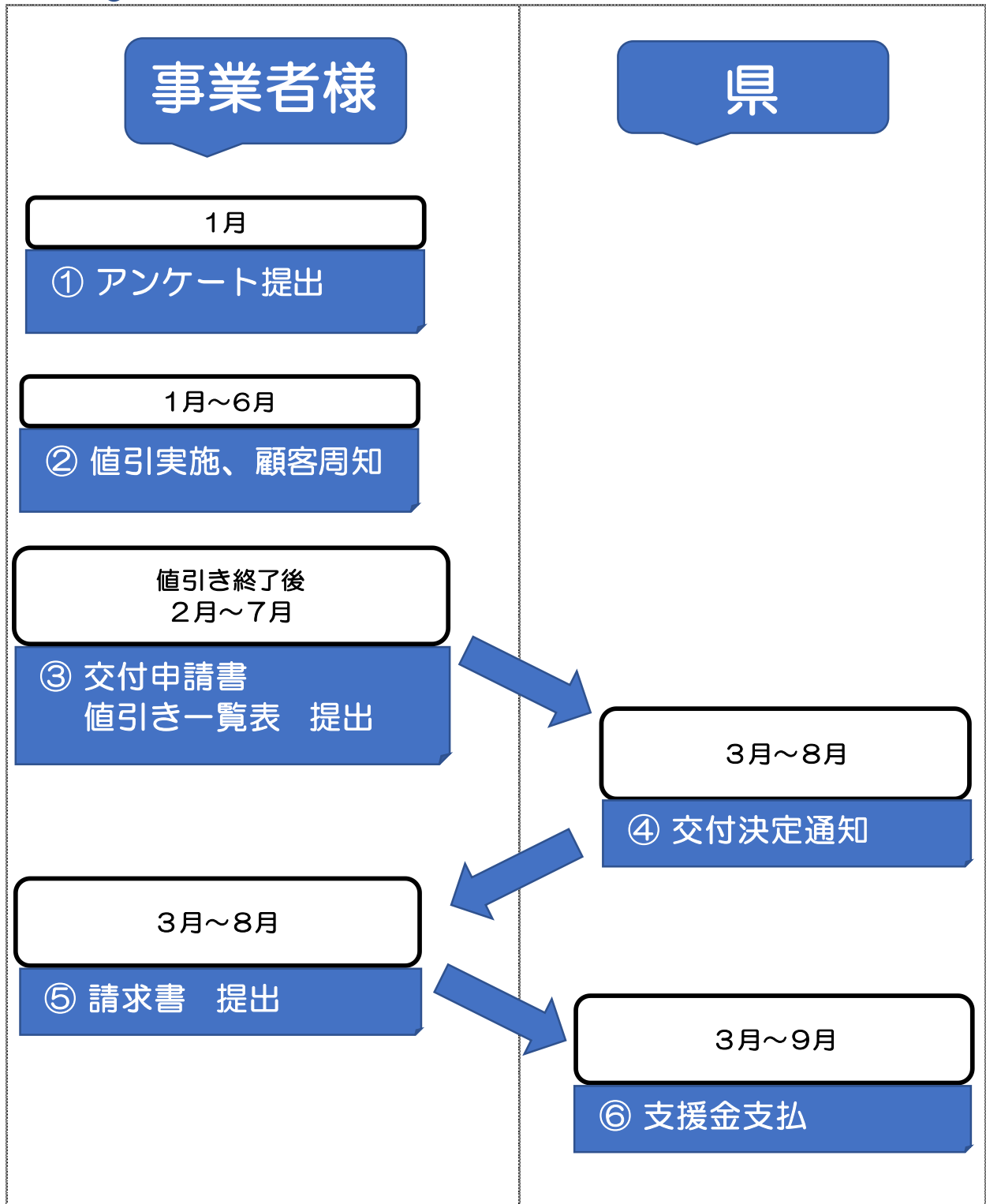
## 【5】消費者への値引きの周知について

- ① 本事業により値引きを行った場合、領収書・引落通知書等の伝票類、Web明細など、伝票類に「県の支援により〇月分のガス料金から2,200円値引きしています」等を明示することにより一般消費者へ周知を必ず実施してください。
- ② ①が困難な場合は、別途、県の支援で値引きした旨を記載した紙等を伝票類と併せて消費者へ配布いただく等でも構いません。(別紙「値引きの明示例」参照)
- ③ その他、県の支援での値引きが伝わる手法であれば各事業者独自の方法でも可です。

## 【6】書類等の保存

- ・本事業で提出や受領した書類及び本事業の経費に関する帳簿等は、必ず5年間（令和11年度まで）保管してください。

# 申請手続きのイメージ



**別紙** ≪値引きの明示例≫ ※切り分けて検針票に添付する等で使用ください

|  |  |
|--|--|
| <p>今回検針分のLPガス料金は長崎県の支援で2, 200円が値引きされています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____<br/>(事業者名)</p> | <p>今回検針分のLPガス料金は長崎県の支援で1, 100円が値引きされています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____<br/>(事業者名)</p> |
| <p>今回検針分のLPガス料金は長崎県の支援で2, 200円が値引きされています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____<br/>(事業者名)</p> | <p>今回検針分のLPガス料金は長崎県の支援で1, 100円が値引きされています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____<br/>(事業者名)</p> |
| <p>今回検針分のLPガス料金は長崎県の支援で2, 200円が値引きされています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____<br/>(事業者名)</p> | <p>今回検針分のLPガス料金は長崎県の支援で1, 100円が値引きされています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____<br/>(事業者名)</p> |
| <p>今回検針分のLPガス料金は長崎県の支援で2, 200円が値引きされています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____<br/>(事業者名)</p> | <p>今回検針分のLPガス料金は長崎県の支援で1, 100円が値引きされています。</p> <p>年 月 日</p> <p>_____<br/>(事業者名)</p> |

LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業 手引き【QA編】（第二期版）

|          |   |   |   |
|----------|---|---|---|
| 趣旨等      | ① | 本事業の目的や趣旨は。                                 | 物価高騰に伴い、電気や都市ガス利用世帯には国による料金値引きが実施されている中、同様にLPガス消費者等にも支援が必要であることから実施するものです。  |
|          | ② | 本事業には必ず参加しなければならないのか。                       | 参加は任意ですが、都市ガス同様、県内のLPガス消費者等の負担軽減を図る趣旨で、販売事業者皆様のご理解・ご協力をお願いします。なお、オール電化等とのエネルギー間競争等もありLPガスの需要は減少傾向が続いており、選ばれるエネルギーとなるために電気や都市ガス同様に料金の値引きを行い、顧客満足度を高めることは販売事業者のメリットになると考えられます。    |
| 参加対象事業所  | ③ | 県内に本店・支店が複数ある場合の参加は。                        | 原則、本店からの参加をお願いします。  |
|          | ④ | 県外の販売事業所が県内に顧客を有する場合、本事業の対象事業所となるのか。        | 県内のLPガス消費者等が支援対象になりますので、販売事業所が県外であっても対象となります。   |
|          | ⑤ | コミュニティーガス（旧簡易ガス）は対象か。                       | 対象になります。  |
|          | ⑥ | コミュニティーガス（旧簡易ガス）の事業者が本事業に参加する場合、ガス事業法の手続きは。 | 供給条件の説明義務及び書面交付義務が生じます。また、経過措置団地をお持ちの事業者におかれては、特別供給条件認可申請が必要となります。詳細は九州経済産業局電力ガス事業課にお問合せください。   |
| 値引き対象消費者 | ⑦ | ガスの利用実態が一般消費者に類似した業務用消費者（例：会社の事務所）は対象か。     | 第二期からは対象となります。<br>なお、事業所内に複数のメーターがある場合、基本料金が発生している1メーター毎に1消費者として値引きできます。県へ提出する交付申請時の値引き一覧は、メーター毎に記載することとなります。（例：事業所内に5個メーターがあり、その内3個のメーターに基本料金が発生している場合、3個のメーターについて各々値引きができます。） |
|          | ⑧ | 会社名での契約で社宅として利用している場合は対象か。                  | 第二期からは対象となります。  |
|          | ⑨ | 屋号は事業所（例：〇〇理容店、△△鮮魚店）だが住居を兼ねている場合は対象か。      | 対象となります。複数のメーターがある場合、基本料金が発生している1メーター毎に1消費者として値引きできます。  |
|          | ⑩ | 国又は地方公共団体の施設は対象になるのか。                       | 学校、図書館、公民館、運動施設、美術館等の直接住民の用に供する施設は対象になります。また、地方公共団体が管理する公営企業についても対象になります。庁舎や事務所、研究施設等の国又は地方公共団体の職員が事務を執行するための施設は対象外となります。   |

|          |   |   |   |
|----------|---|---|---|
| 値引き対象消費者 | ⑪ | 1つの契約の戸建てに複数のメーターがあり、かつ、メーター毎に基本料金がある場合は対象か。                            | 基本料金が発生しているメーターそれぞれが対象となります。この場合、県へ提出する交付申請時の値引き一覧はメーター毎に記載することとなります。   |
|          | ⑫ | 2世帯住宅など、世帯にメーターが複数ある場合はそれぞれ対象か。   | 同一敷地内であっても、基本料金が発生している1メーター毎に1消費者として、それぞれ対象となります  |
| 値引き対象消費者 | ⑬ | 集合住宅で会社が契約している場合は対象か。   | 第二期からは対象となります。  |
|          | ⑭ | 集合住宅等で契約相手は親メーター（大家）だが、その先に子メーター（入居者）が複数あり、料金は大家が入居者分もまとめて支払っている場合の対象は。 | 料金は実質的に入居者が支払っていることから、基本料金が発生している1メーター毎に1消費者として、2,200円（税込）を値引きします。この場合、契約者である大家が入居者に請求する際に、販売事業者の検針票（写し等）を示すこと等により、県の支援で値引きされていることを通知することが前提となります。また、交付申請時に提出する値引き一覧にはそれぞれの入居者を記入します。 |
|          | ⑮ | 利用実績が無い（0㎡）場合は対象か。  | 第二期からは対象となります。  |
|          | ⑯ | 別荘など使用が不規則な消費者、料金滞納者、半年払いなど毎月の支払がない消費者も対象とすべきか。                         | 第二期からは対象とすることができます。値引きされるかは、各販売事業者で決定していただけます。  |
| 入退居の場合   | ⑰ | 対象の消費者が、検針の前に退居した場合、遡及して対象とするのか。  | 入退居の時期に関わらず、 <b>検針時に契約の存在する消費者が対象</b> となります。よって、検針前の退居者に遡及しての値引きは行いません。   |
|          | ⑱ | 検針日の直前に入居した消費者も対象か。   | 入退居の時期に関わらず、検針時に契約の存在する消費者が対象となります。   |
| その他      | ⑲ | 使用量が少ないため5月の検針で1,100円値引いた後、6月の検針前に退居した。この場合2,200円に達しないが、補助はどうなるのか。      | この場合、やむを得ないので1,100円（税込）の補助となります。  |

|     |   |  |  |
|-----|---|--|--|
| その他 | ⑳ | 交付申請時に提出した一覧表から県が抽出し提出する、値引きのわかる書類とは何か。        | 請求書や検針票の写しとなりますが、WEB上の伝票しか存在しない場合は、その画面又は画面のスクリーンショットの出力をご提出ください         |
|     | ㉑ | 消費者への値引き周知は、検針票及び請求書への明記などでよいのか。               | 検針票や請求書に、次の例を参考に明記していただければ大丈夫です。<br>「長崎県の支援で2,200円値引きされています」             |
|     | ㉒ | 複数月で値引く場合の消費者周知は、その最終月（または最初の月）のみにまとめて行っていいのか。 | 基本は値引いた月ごとに周知すべきですが、システムの都合等でやむを得ない場合は最終月（または最初の月）のみの周知でも可です。            |
|     | ㉓ | システムの都合等で、検針票等への値引きの明示記載が困難な場合の対応は。            | 文言の短縮（例…「県の支援で2,200円値引き」）か、検針票等への別紙（値引き周知例）の添付等により対応ください。                |
|     | ㉔ | 事務が繁雑とを感じるが、交付申請時に添付する一覧表等は省略できないか。            | 公金で補助金を支払う上で必要な書類となります。提出書類は最小限としておりますので御協力のほどお願いします。                    |
|     | ㉕ | 抽出検査において誤りが判明した場合などはどうなるのか。                    | 提出書類の修正や、必要に応じて追加資料の提出を求めたり現地調査等を実施する場合があります。また、補助金の支給が遅れたり減額されることがあります。 |
|     | ㉖ | 県からの入金はいつ頃になるのか                                | 請求書が届いてから一ヶ月程度の見込みです。  |
|     | ㉗ | 値引き分を立て替えることから、資金繰りのため一部でも前払いをいただけないか。         | 値引きを終えた後の交付申請後の請求による支払いとなるため、申し訳ありませんが一部前払いはできませんのでご了承ください。              |

※ご不明な点などは県消防保安室までご相談ください

# 記載例(事業者様→県)

令和 6年 6月10日

申請者 住所 長崎市尾上町3番1号

氏名 有限会社 長崎県庁ガス  
代表取締役 長崎 太郎  
[法人にあっては名称及び代表者の氏名]

## LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金交付申請書

LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金の交付を受けたいので、LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金実施要綱第4

値引額合計の税抜き金額を記載。

※1円未満の数字は切捨ててください。

記

値引き原資+手数料  
=452,356円+64,500円  
=516,856円

1. 申請金額: \_\_\_\_\_ 516,856 円

内訳 値引き原資: \_\_\_\_\_ 452,356 円

※値引額から消費税額を除いた額(値引額÷1.1の額)を記載

手数料: \_\_\_\_\_ 64,500 円 (30,000円+150円×消費者数)

2. 値引き実績数: \_\_\_\_\_ 230 件  
(工業用、官公庁は含みません。)

150円×230件=34,500円  
30,000円+34,500円=64,500円  
(消費者数は2で記入した値引き実績数。この例では230件。)

3. 関係書類: 値引き一覧表

3の「値引き一覧表」に記載した消費者の総数になります。

※第二期20,000円→30,000円に変更されています。

4. 誓約事項、同意事項に関する確認(同意する場合、枠内にチェックを入れること)

・要綱第15条別記1～3の内容を確認しました。同意します。

※第二期から新たに加わった項目です。  
別記1～3をご確認のうえ、チェック を入れてください。

5. 発行責任者及び担当者

発行責任者 \_\_\_\_\_ 長崎 次郎 \_\_\_\_\_ (連絡先) \_\_\_\_\_ 095-895-0000 \_\_\_\_\_

発行担当者 \_\_\_\_\_ 長崎 三郎 \_\_\_\_\_ (連絡先) \_\_\_\_\_ 095-895-△△△△ \_\_\_\_\_



値引き一覧表

**記載例(事業者様→県)**

事業者名：(有) 長崎県庁ガス

|    | 管理番号又は<br>消費者名 | 市町名 | 4月使用分<br>(5月検針分) |             |             | 5月使用分<br>(6月検針分) |             |             | 月使用分<br>(月検針分) |             |             |
|----|----------------|-----|------------------|-------------|-------------|------------------|-------------|-------------|----------------|-------------|-------------|
|    |                |     | 値引前<br>(税込)      | 値引後<br>(税込) | 値引額<br>(税込) | 値引前<br>(税込)      | 値引後<br>(税込) | 値引額<br>(税込) | 値引前<br>(税込)    | 値引後<br>(税込) | 値引額<br>(税込) |
| 1  | 123-456-789    | 長崎  | 11,000           | 8,800       | 2,200       |                  |             |             |                |             |             |
| 2  | 987-654-321    | 長与  |                  |             |             | 2,780            | 580         | 2,200       |                |             |             |
| 3  | 県庁 一郎          | 西海  | 1,330            | 230         | 1,100       | 1,550            | 450         | 1,100       |                |             |             |
| 4  | 保安 二郎          | 時津  |                  |             |             | 4,000            | 1,800       | 2,200       |                |             |             |
| 5  |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 6  |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 7  |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 8  |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 9  |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 10 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 11 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 12 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 13 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 14 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 15 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 16 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 17 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 18 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 19 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 20 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 21 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 22 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 23 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 24 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 25 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 26 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 27 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 28 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 29 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 30 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 31 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 32 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 33 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 34 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 35 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 36 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 37 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 38 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 39 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 40 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 41 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 42 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 43 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 44 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 45 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 46 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 47 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 48 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 49 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |
| 50 |                |     |                  |             |             |                  |             |             |                |             |             |

※本様式でなく、本内容が網羅された一覧でも代替可 (税抜でも可)

# 記載例(県→事業者様)

長崎県指令6消保第9999号

LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金  
交付決定通知書及び交付額確定通知書

様式3 (請求書)に転記する  
文書番号です。

住 所 長崎市尾上町3番1号

氏 名 有限会社 長崎県庁ガス  
代表取締役 長崎 太郎

令和 6年 6月10日付けで申請のあったLPガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金の交付については、長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第5条の規定により次のとおり交付することに決定したので同規則第7条の規定により通知する。

なお、交付額の確定も行ったので同規則第14条の規定によりあわせて通知する。

令和 6年 6月17日

様式3 (請求書)に転記する  
日付です。

長崎県知事 大石 賢吾

## 記

1. 交付決定額 516,856 円
2. 交付確定額 516,856 円
3. 交付決定の内容 令和6年6月10日付けLPガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金交付申請書記載のとおりとする。
4. 交付の条件 この補助金は、長崎県補助金等交付規則、危機管理部関係補助金交付要綱及び、LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金実施要綱の適用を受けるものである。

# 記載例(事業者様→県)

様式2 (交付決定通知書) に記載されている日付等を転記してください。

L P ガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金交付請求書

金 516,856 円

様式2 (交付決定通知書) の額と同額になります。

令和 6年 6月 17日付け長崎県指令 6 消保第 9999 号で額の確定通知があった L P ガス一般消費者料金高騰対策支援事業費補助金を上記のとおり交付されるよう、長崎県補助金等交付規則 (昭和 40 年長崎県規則第 16 号) 第 16 条の規定により請求します。

令和 6年 6月 20日

長崎県知事 様

請求者 住 所 長崎市尾上町 3 番 1 号

氏 名 有限会社 長崎県庁ガス  
代表取締役 長崎 太郎  
[法人にあつては名称及び代表者の氏名]

1. 振込先 (預金種別は該当するものを○で囲む。)

|       |                |       |      |
|-------|----------------|-------|------|
| 金融機関名 | 〇〇銀行           | 本支店等名 | △△支店 |
| 預金種別  | 普通預金 当座預金      |       |      |
| 口座番号  | 1 2 3 4 5 6 7  |       |      |
| 口座名義  | 有限会社 長崎県庁ガス    |       |      |
| カナ口座  | ユ) ナガサキケンチヨウガス |       |      |

通帳どおりに正確に記入してください。

2. 添付書類 振込先の通帳の写し (表紙と表紙の裏面)

「通帳の写し」の添付を、必ず忘れないようにしてください。

3. 発行責任者及び担当者

発行責任者 長崎 次郎 (連絡先) 095-895-〇〇〇〇

発行担当者 長崎 三郎 (連絡先) 095-895-△△△△